

## ○茨城大学図書館貴重資料利用要項

(平成20年3月4日要項第227号)

改正 平成22年4月1日要項第38号 平成22年4月20日要項第43号

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城大学図書館(以下「図書館」という。)が所蔵する古文書等貴重資料(以下「貴重資料」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、貴重資料とは、図書館が所蔵する資料のうち、学術的又は文化史的遺産として永く後世に継承する価値があるものであって、図書館本館が所蔵するものにあつては図書館長が、工学部及び農学部の各分館が所蔵するものにあつてはそれぞれの当該分館長が、関係する分野の茨城大学の教員(以下「本学教員」という。)の意見等をもとに指定したものをいう。

2 この要項において、貴重資料の利用とは、閲覧、撮影、出版、掲載、展示等をいう。

(閲覧又は撮影)

第3条 貴重資料の閲覧又は撮影を希望する者は、事前に貴重資料(閲覧・撮影)申込書(様式1号)を図書館本館が所蔵するものにあつては図書館長に、工学部及び農学部の各分館が所蔵するものにあつてはそれぞれの当該分館長に提出し、その許可を受け、所定の場所において閲覧又は撮影しなければならない。

2 図書館長又は各分館長は、前項の閲覧又は撮影を許可したときは、当該利用に係る許可書を交付する。

3 図書館長又は各分館長は、本学教員の研究、授業等のため、特に必要があると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、貴重資料を所定の場所以外において閲覧させることができる。

4 図書館長又は各分館長は、必要に応じて貴重資料を撮影した者から撮影した画像データの提供を求めることができる。

5 貴重資料の閲覧又は撮影は、平日(月曜日から金曜日のうち国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、その他国立大学法人茨城大学又は図書館長若しくは各分館長が定める日を除く。)の9時から12時まで及び13時から17時までとする。

6 前項の規定にかかわらず、図書館長又は各分館長が必要と認めた場合は、臨時に閲覧又は撮影の時間を変更することができる。

(電子複写)

第4条 貴重資料の電子複写は、原則として認めない。ただし、図書館長又は各分館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(出版・掲載)

第5条 貴重資料の本文又は画像を掲載し、出版物等による公表を希望する者は、事前に貴重資料(出版・掲載・展示)申込書(様式2号)を図書館本館が所蔵するものにあつては図書館長に、工学部及び農学部の各分館が所蔵するものにあつてはそれぞれの当該分館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 図書館長又は各分館長は、前項の出版・掲載を許可したときは、当該利用に係る許可書を交付する。

3 貴重資料の本文又は画像を掲載し、出版物等により公表する者は、当該印刷物等に茨城大学図書館の所蔵である旨を明記しなければならない。

4 貴重資料の本文又は画像を掲載し、出版物により公表する者は、出版後、当該

出版物を図書館に1部寄贈しなければならない。

(展示)

第6条 貴重資料の展示を希望する者は、事前に貴重資料(出版・掲載・展示)申込書(様式2号)を図書館本館が所蔵するものにあつては図書館長に、工学部及び農学部の各分館が所蔵するものにあつてはそれぞれの当該分館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 図書館長又は各分館長は、前項の展示を許可したときは、当該利用に係る許可書を交付する。

3 展示の許可に当たっては、貴重資料の展示・保管を行う上で十分な施設・設備を有し、適切な管理がなされることを条件とする。

(利用の制限)

第7条 図書館長又は各分館長は、利用を許可した後、貴重資料の管理上必要があると認められた場合は、随時当該利用を制限又は中止することができる。

(遵守事項)

第8条 貴重資料を利用する者は、当該利用に当たり、関係法令及び図書館に関する諸規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

。

(1) 図書館職員の指示に従うこと。

(2) 申請目的以外の目的に利用しないこと。

(3) 貴重資料の原形を一切変更しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。

(4) 貴重資料を閲覧又は撮影する際に使用する筆記用具は鉛筆に限ること。

(5) 貴重資料を破損又は汚損した場合は、速やかに図書館職員に報告し、指示に従うこと。

2 前項の規定に違反した場合は、貴重資料の利用を制限又は中止することがある。

。

(雑則)

第9条 図書館長又は各分館長は、貴重資料を利用者の閲覧に供するため、この要項を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成22年4月1日要項第38号)

この要項は、国立大学法人茨城大学組織規則の改正及び事務組織改革に伴う学内規則等の整備に関する規則(平成22年規則第38号)の施行の日(平成22年4月1日)から実施する。

附 則(平成22年4月20日要項第43号)

この要項は、平成22年4月20日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

様式1号

貴重資料(閲覧・撮影)申込書

[別紙参照]

様式2号

貴重資料(出版・掲載・展示)申込書

[別紙参照]